

長崎県電線共同溝管理規程

(目的)

第1条 この規程は、長崎県知事(以下「道路管理者」という。)が管理する電線共同溝に関し、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号、以下「法」という。)第18条の規定に基づき、その構造の保全及び管理費用の負担に関する事項、電線共同溝に敷設する収容物件の管理に関する事項、その他電線共同溝の管理に関する必要な事項を定め、もって電線共同溝の安全かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。
- 二 「道路設備」とは、道路管理者が道路の施設として電線共同溝に敷設する電線、通信線及び取付け金具等をいう。
- 三 「占用物件」とは、電線共同溝に敷設する道路設備以外のものをいう。
- 四 「附帯設備」とは、占用物件に附帯して、電線共同溝に設置する受金物等の施設をいう。
- 五 「占用者」とは、前号の占用物件の敷設に関して道路管理者から法第10条に基づく許可を受けた者をいう。
- 六 「収容物件」とは、道路設備及び占用物件をいう。
- 七 「占用工事」とは、占用物件に係る工事をいう。

(管理区分)

第3条 電線共同溝及び道路設備は道路管理者が、占用物件及び附帯設備は占用者が、それぞれ管理する。

(台帳の作成及び保管)

第4条 道路管理者は、円滑な管理運営を図るため別に定める電線共同溝管理台帳(以下「台帳」という。)を作成し、保管するものとする。

- 2 占用者は台帳を閲覧することができる。
- 3 道路管理者は、自己に起因して台帳の内容に変更が生じたときには、すみやかに台帳を変更するものとする。又、占用者に関係のあるものについては、すみやかに占用者にその旨を通知するものとする。
- 4 占用者は、自己に起因して台帳の内容に変更が生じたときには、すみやかにその内容を道路管理者に届け出なければならない。
- 5 前項により届出を受けた道路管理者は、届出を受けた内容を審査のうえ、自ら保有

する台帳の変更を行なうものとする。又、他の占有者に関係のあるものについては、その旨をすみやかに通知するものとする。

(収容物件の明示)

第 5 条 道路管理者及び占有者は、収容物件に管理者名又はシンボルマーク、敷設年、電圧（電気事業法の規定に基づいて設ける電線に限る）等を明示する。

(工事の承認)

第 6 条 占有者は、電線共同溝入線後に撤去又は電線の入替等の占用工事を施行しようとするときには、電線共同溝占用工事施行承認申請書（様式 - 1）を道路管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申請が承認された際には、電線共同溝入溝計画書（様式 - 2）を道路管理者に提出するものとする。

(工事の施行)

第 7 条 道路管理者は、道路法第 24 条に係る工事及び占有者以外が行う道路法第 32 条に係る工事等（以下「道路法第 24 条工事等」という。）の施行により、電線共同溝又は占有物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、道路法第 24 条工事等を施行する者に必要な措置を講じさせなければならない。

2 道路管理者が電線共同溝内において工事を施行する場合、他の収容物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、事前にその収容物件の管理者と協議し、必要に応じてその立会を求めるものとする。

3 占有者は、占用工事等の際に電線共同溝の構造及び他の収容物件に影響を及ぼさないために必要な措置を講じなければならない。

4 占有者は、占用工事等が他の収容物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、その収容物件の管理者と協議し、必要に応じてその立会を求めるものとする。

5 占有者は、占用工事等に伴い附帯設備の設置等が必要となった場合は、道路管理者と協議するものとする。

6 占有者は、承認を得た工事等が完了したときには、道路管理者に電線共同溝占用工事完了届（様式 - 3）を提出しなければならない。

(電線共同溝への入溝)

第 8 条 占有物件の保守管理等を行うために占有者が電線共同溝に入溝する場合で工事を伴わない場合は、占有者は道路管理者に電線共同溝入溝承認申請書（様式 - 4）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 緊急を要する場合にあっては、占有者は当該電線共同溝の存する区間を管轄する振興局長（以下「振興局長」という。）に連絡し、その指示に従って入溝できるものとし、事後すみやかに電線共同溝緊急入溝報告書（様式 - 5）を提出し、作業内容の確認を受けなければならない。

(自らが直接工事、作業を行わない場合の責務)

第9条 道路管理者及び占有者は、電線共同溝内で行う工事等を請負等により施行させる場合は、当該工事等を道路管理者又は占有者に代わって行う者（以下「請負者等」という。）に次の事項を遵守するよう徹底しなければならない。

- 一 本規程及び本規程に基づき定められた細則（以下「規程等」という。）のうち入溝手続き、事故防止に係る規程を熟知し遵守すること。
- 二 工事等を行うときは、規程等の写しを携行すること。占有に係る工事であるときは、当該工事等に係る占有の許可書等の写しも携行すること。
- 三 緊急時の連絡体制を確立すること。

2 道路管理者及び占有者は、請負者等の行う工事等について適切な監督を行い、電線共同溝及び収容物件の構造の保全と事故防止に努めなければならない。

3 電線共同溝内で行う工事等を請負等により施行させる場合の請負者等の義務は、規程等に定める道路管理者又は占有者の義務を準用するものとする。

（点検及び通報の義務）

第10条 道路管理者及び占有者は、必要に応じ巡視又は点検を行い、自己の管理する施設を常時良好な状態に保持するよう努めなければならない。

2 道路管理者及び占有者は、巡視や点検の際に電線共同溝や収容物件等に異常を発見した場合、又は工事等の際に電線共同溝や収容物件等を損傷した場合は、直ちに関係者に通報するとともに、収容物件の保持に必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合、当該物件占有者は措置完了後、直ちに道路管理者に事故報告書（様式-6）を提出しなければならない。

（費用の負担）

第11条 電線共同溝の管理に要する費用については、次の各項に定めるところにより負担するものとする。

電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に要する費用は当該工事等に直接必要な工事費、附帯工事費、測量設計費、補償費の合計額に当該電線共同溝の建設に要した額の負担割合を乗じて得た額を道路管理者及び占有者がそれぞれ負担するものとする。

事後入溝の占有者の場合は、上記電線共同溝の建設に要した額は「占有負担金」として算出する。

ただし、道路管理者は、この規程によることができない場合又は著しく公平を欠くと認める場合には、占有者の意見を聴取し、別に占有者が負担する額を定めることができる。

2 前項により算出した占有者の負担額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 道路管理者及び占有者は、電線共同溝及び収容物件等に損害を与えた場合の復旧費は、第1項の規程にかかわらずその原因者の負担とする。

4 電線共同溝完成後の新たな占有許可を除き特定の占有者の必要により生じた電線

共同溝及び収容物件の改築及び移設等に要する一切の費用は、第1項の規程にかかわらずその原因者の負担とする。また、第三者の要請により電線共同溝及び収容物件の改築及び移設を行う場合の費用は原則として第三者負担とする。ただし、真にやむを得ない場合は、電線共同溝及び道路設備に関するものは道路管理者の負担とし、占用物件及び附帯設備に関するものは占用者の負担を原則とする。

5 占用者は第1項により負担する額並びに「道路整備特別会計における附帯工事事務取扱要綱」に基づき算出する船舶及び機械器具費、営繕宿舍費及び事務費の合計額(以下「負担金」という。)を負担するものとする。

6 占用者は、道路管理者の発する費用負担命令に基づき振興局長が発行する納入通知書により、負担金を納入するものとする。

道路管理者は、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の工事完了後速やかに占用者が納入した負担金を精算するものとする。

7 道路管理者は、負担金の徴収に際しては事前に占用者と協議するものとする。

8 道路管理者が徴収する負担金は毎会計年度末に精算するものとする。

ただし、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の工事で完了の都度精算できるものについては、その都度精算する事ができる。

(損害又は紛争の処理)

第12条 収容物件の設置、管理の瑕疵又は工事等に起因して第三者(道路管理者及び占用者を含む。)に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者の責任において解決しなければならない。ただし、地上機器の移設要請等があった場合の対応は、道路管理者と占用者は協力して問題解決にあたるものとする。

(関係法令の遵守)

第13条 道路管理者及び占用者は、前各条の規程により作業等を実施しようとする場合は、本規程によるほか関連法令等を遵守しなければならない。

(道路管理者への届出等)

第14条 この規程の定めによる道路管理者への承認、申請、届出、報告等は、所定の様式により行うものとする。

(保安細則)

第15条 道路管理者は、保安、防災上特に必要な事項について、電線共同溝に関する保安細則を定めることができる。

(規程に関する義務等)

第16条 この規程に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占用者が協議するものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

長崎県電線共同溝保安細則

(目的)

第1条 この細則は、長崎県電線共同溝管理規程(以下「規程」という。)第15条に基づき定めるもので、電線共同溝の保安、防災の徹底を図ることを目的とする。

(鍵の保管)

第2条 入溝に必要な鍵は、道路管理者が保管するものとする。

ただし、占有者は事故の発生時等緊急の場合に備え、あらかじめ電線共同溝に入溝するための鍵(以下「緊急用の鍵」という。)を道路管理者から貸与を受け保管することができるものとする。

2 占有者は緊急用の鍵の貸与を受けようとするときには、鍵の保管責任者を定め電線共同溝緊急用鍵貸与申請書(様式 -)を道路管理者に提出しなければならない。

(入溝時の措置)

第3条 入溝責任者は、入溝の際にはその都度、電線共同溝占用工事施行承認書又は電線共同溝入溝承認書の写しを携行し、電線共同溝鍵貸出簿(様式 -)に必要事項を記入し、当該電線共同溝の存する区間を所管する振興局長(以下「振興局長」という。)に鍵の貸与を申し出るものとする。

2 振興局長は、鍵の貸与の申し出を受けたときには入溝者及び作業内容を確認のうえ鍵を貸与するものとする。

3 貸与を受けた鍵は振興局長に返納するまで入溝責任者が自ら保管しなければならない。

4 入溝責任者は、作業が完了したときには遅滞なく電線共同溝鍵貸出簿(様式 -)に必要事項を記入のうえ鍵を返納しなければならない。

5 電線共同溝に入溝したときは、電線共同溝入溝日誌(様式 -)に必要な事項を記載し、その都度振興局長に提出し確認を受けなければならない。

(作業時の措置)

第4条 電線共同溝内において作業等を行う場合には、関係法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 電線共同溝に入溝する場合は、入溝責任者を定めること。また、入溝責任者は常に電線共同溝占用工事施行承認書、電線共同溝入溝承認書又はその写し並びに緊急連絡系統図(図 - 1)を携行すること。

二 入溝者は、必ず保安帽、作業衣を着用するとともに、入溝責任者は、腕章(図 - 2)を着用すること。

三 入溝責任者は、作業に際し電線共同溝内のガスの有無を確認すること。

四 溝内での火気使用については、道路管理者が承認した場合以外は使用しないこと。なお、火気使用にあたっては、消火器を携帯するものとする。

五 電線共同溝の入溝作業区域内は、禁煙とすること。

六 電線共同溝の構造及び他の収容物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。

七 電線共同溝に係る作業は、保安施設設置基準等に基づく措置を講じたうえ行うこと。なお電線共同溝の蓋を開けておく場合は、当該箇所に柵、工事標識を設けるとともに、原則として保安要員を配置し、夜間は赤色灯をつけるなど道路交通の危険防止に必要な措置を講ずること。

八 電線共同溝に係る作業は、道路の交通に著しい支障を及ぼさないように行うこと。

九 作業に伴う事故発生を未然に防止するよう万全の措置を講ずること。

十 作業完了後は、工事材料等をすみやかに搬出し、作業区域内の掃除を行うこと。

(緊急時における通報)

第5条 道路管理者は電線共同溝ごとに緊急連絡系統図(図-1)を作成するものとし、占有者に周知するものとする。

電線共同溝において事故の発生又はそのおそれのある場合には、発見者は直ちに緊急連絡系統図(図-1)に基づき通報しなければならない。

(溝内の清掃)

第6条 道路管理者は、溝内を常に清潔な状態に保持するため必要に応じ清掃を行うものとする。

(占用工事等の調整)

第7条 占有者は、工事等により電線共同溝に係る工事又は入溝を行おうとする場合は、緊急の場合を除き事前に道路管理者と作業の時期等について調整するものとする。

(細則に関する疑義等)

第8条 この細則に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占有者が協議するものとする。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

長崎県電線共同溝管理台帳作成要領

本作成要領は、長崎県電線共同溝管理規程第4条に基づき道路管理者が作成する電線共同溝管理台帳について、以下のとおり定めるものである。

1. 台帳の作成

電線共同溝管理台帳は、当該電線共同溝の完成と同時に作成するものとし、各振興局で各々保管するものとする。

また、記載事項等に変更が生じた場合は、速やかに道路管理者にて修正するものとする。

2. 電線共同溝管理台帳

電線共同溝管理台帳は、以下の様式から構成するものとする。

総括表

位置図

平面図

縦断図

横断図

特殊区間構造図

特殊部構造図

特殊部管理台帳

総括表（様式1）

- ・長崎県電線共同溝保安細則第4条に記載する緊急連絡系統図（図-1）を記載すること。

位置図

- ・事業箇所全体が分かる図面とすること。
- ・縮尺は任意とする。

平面図

- ・工事完成図を基本として整理する。
- ・縮尺は1:200～1:500程度とする。
- ・必要に応じて現地調査等により補完すること。
- ・本体管路以外（連系引込管路、道路照明、信号の管路）も適切に記載すること。
- ・旧地形線は削除しておくことが望ましい。

縦断図

- ・工事完成図を基本として整理する。
- ・必要に応じて現地調査等により補完すること。

横断図

- ・工事完成図を基本として整理する。

特殊区間構造図

- ・横断図の他に、浅層埋設区間、推進区間、橋梁・トンネル区間等の特殊区間の詳細構造があれば追加する。
- ・工事完成図を基本として整理する。

特殊部構造図

- ・工事完成図を基本として整理する。

特殊部管理台帳（様式2）

- ・特殊部展開図を記載すること。
- ・必要に応じて現地調査等により補完すること。

特殊部状況写真

3. その他

- ・本作成要領は、台帳を整備する際に最低限必要であると考えられる項目をまとめたものであり、必要に応じて各振興局において内容の追加、様式の変更ができるものとする。